

# 第12期東京都生涯学習審議会 第4回全体会

## 次 第

日時：令和4年4月21日（木曜日）

午後4時から午後6時まで

会場：都庁第二本庁舎31階特別会議室22

### 1 開会

### 2 議事

「これからの地域コミュニティづくりにおける都立学校の在り方」  
に関する意見交換

### 3 今後の予定

### 4 閉会

#### 【配布資料】

資料 第12期東京都生涯学習審議会第4回全体会 審議資料

参考資料 令和4年度東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ

# 第12期東京都生涯学習審議会委員

(任期：令和4年1月13日から令和6年1月12日まで)

氏名	所属
エビハラ 周子 海老原 周子	一般社団法人kuriya 代表理事
ササイ ヒロミ 笹井 宏益	玉川大学 特任教授
サワオカ シノ 澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団主任研究員
シシダ まなみ 志々田 まなみ	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官
タケダ カズヒロ 竹田 和広	一般社団法人ウィルドア 共同代表理事
ノグチ アキナ 野口 晃葉	一般社団法人UNIVA 理事
ヒロシ タクジ 広石 拓司	株式会社エンパブリック 代表取締役
フクモト みちよ 福本 みちよ	東京学芸大学教職大学院 教授
マツヤマ アキ 松山 亜紀	株式会社セールスフォースドットコム 社会貢献部門 ディレクター
ヨコタ ミホ 横田 美保	特定NPO法人持続可能な開発のための教育推進会議(ESD-J) 事務局長

(令和4年4月1日更新)

第12期東京都生涯学習審議会

**第4回全体会 審議資料**

令和4年4月21日

## 第4回全体会 次第

- 1 開会
- 2 事務局からの報告
  - ・令和4年4月の幹部職員の人事異動について
- 3 議事
  - 今後の検討枠組みについて
- 4 今後の予定

## 2. 事務局からの報告

令和4年4月の人事異動により、新しく着任した幹部職員を紹介いたします。

教育庁地域教育支援部長

岩野 恵子

教育庁地域教育支援部生涯学習課長

荒木 進太郎

教育庁地域教育支援部管理課長

倉富 貴久

教育庁地域教育支援部生涯学習課  
統括指導主事

松崎 真理子

# 審議の前提の確認(第3回提示資料)

これまでの学校・教員中心で実施してきた都立学校開放事業の在り方を抜本的に見直し、都民(青少年・成人・高齢者、障害のある方々等を含む)の生涯にわたる「学び」を支援する仕組みに転換していきたい。

## 【審議の前提】

### 「学校における働き方改革推進プラン」(平成30年2月)

(目的) 教員一人一人の心身の健康保持の実現と誇りとやりがいを持って業務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

#### 〈取組の方向性〉

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改革の推進
- (3) 学校を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担を軽減
- (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

### 学校開放事業の在り方の抜本見直しが急務

#### 〈見直しの視点〉

- ① 教員の関与が前提の公開講座は抜本的に見直す
- ② 学校施設開放は、土日、夜間等に教員が対応しなくてよい仕組みづくりが不可欠

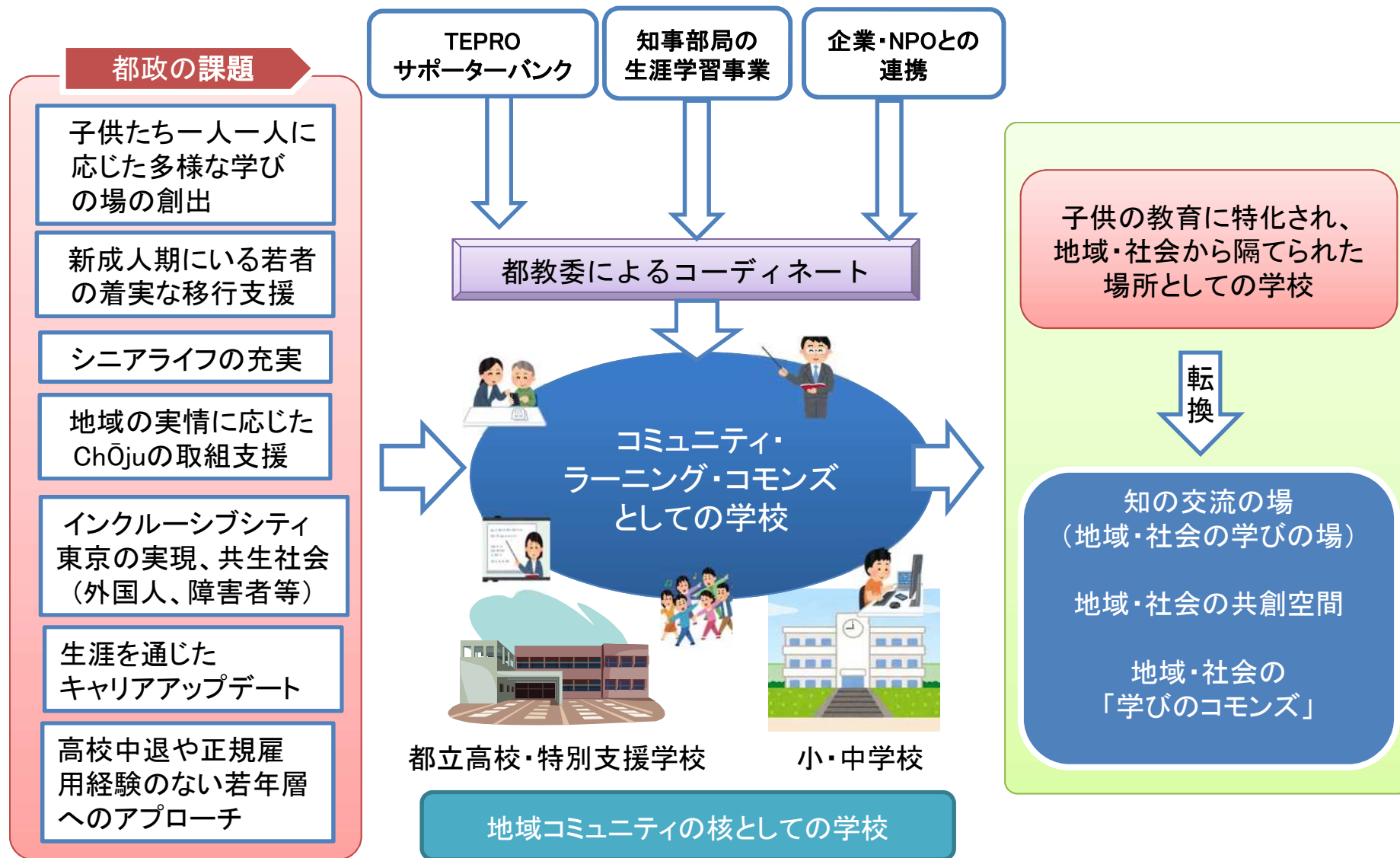
## 〈新しい都立学校開放事業の考え方〉

### 『未来の東京』戦略を踏まえる

- 1) 都立学校は、地域コミュニティづくりにおいて不可欠な都有的社会資源である。
- 2) 少子高齢社会化、高度情報化、内なる国際化、急激な社会構造の変化に伴う多様なニーズに応えるための学びの機会を提供する場としての都立学校
- 3) 地域住民等に開放することで、学校にとってもインセンティブが得られるような学校開放の在り方

# 「コミュニティ・ラーニング・コモンズ」としての学校(第3回提示資料)

地域の拠点である学校を、子供の成長や地域住民の活動を支える社会の重要なインフラとして位置づけ、『未来の東京』戦略に基づき、多様な都政課題解決に向けた取組を展開していく。



# 今後の都立学校開放の考え方と事業展開案(第3回提示資料)

〈基本的考え方〉

都民の共有財産である都立学校施設を都の政策課題を解決する場として提供するとともに、都民生活に寄与する事業・講座を多様な社会資源との連携・協働型で展開していく。

〈政策課題〉「『未来の東京』戦略 version up 2022」

◇東京リカレント(仮称)の一翼を担う

・都民の生涯教育をサポートする

◇インクルーシブシティ東京の実現

(学びの場でのインクルーシブを推進)

・外国人支援 ・障害者支援 等

◇デジタル等を活用した高齢者のQOLの向上

(区市町村の取組を支援、補完)

・高齢者の希望に応じた社会参画を一層の促進

・高齢者のデジタルデバイドの解消

◇人々のつながりや支え合いの輪を広げ、Communityを活性化する

◇スポーツのつながりを、まちの至るところに拡げる

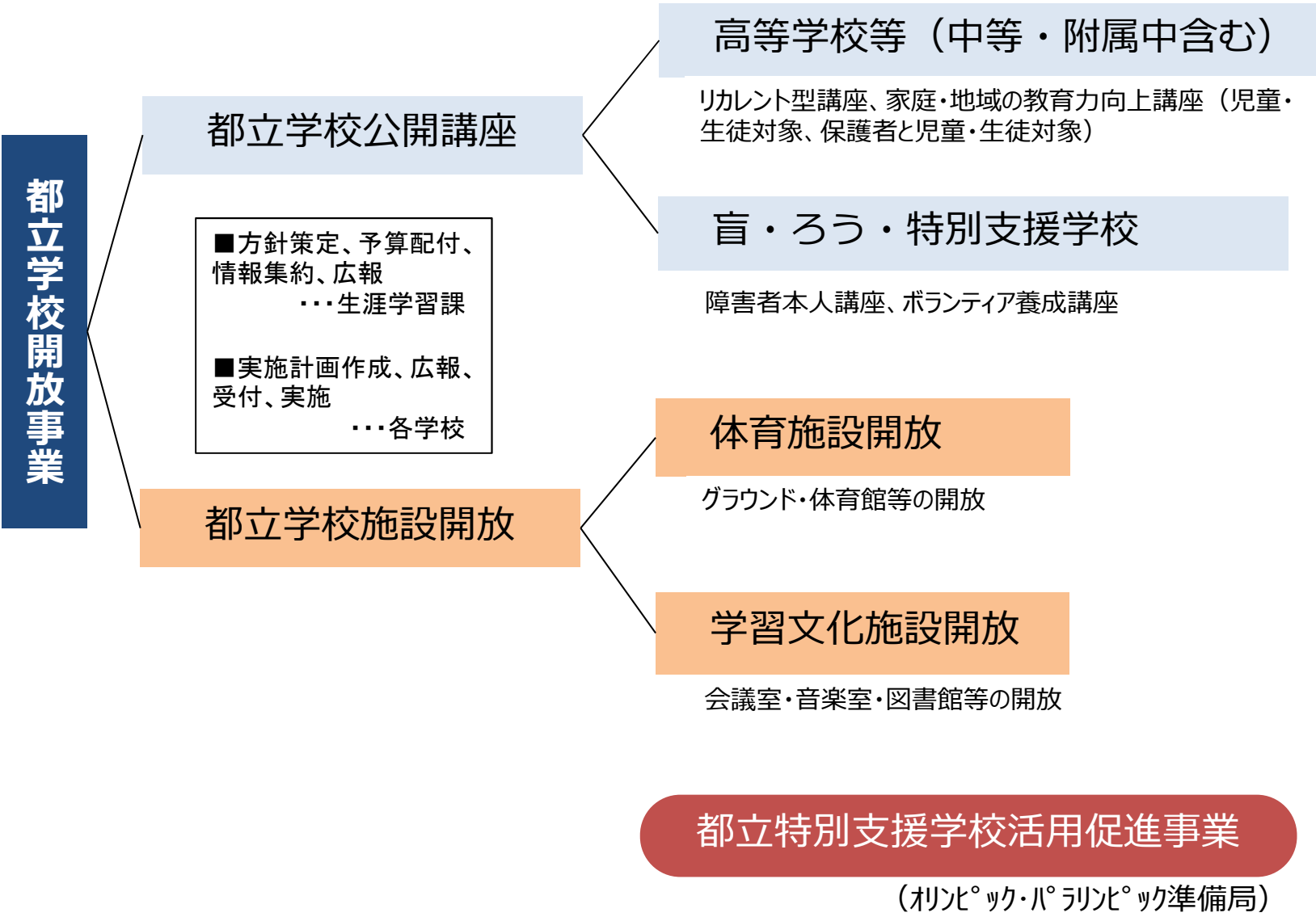
〈今後展開する事業例〉

- 1) 他局、区市町村と連携した地域住民向け講座
- 2) 市民を講師にした生涯学習講座の実施
- 3) 学校施設の一部をコワーキングスペースとして住民に提供
- 4) 若者NPO等に学校施設を提供し、高校生と社会体験活動を実施
- 5) 企業やNPO等と連携し、インクルーシブな学びの機会の創出

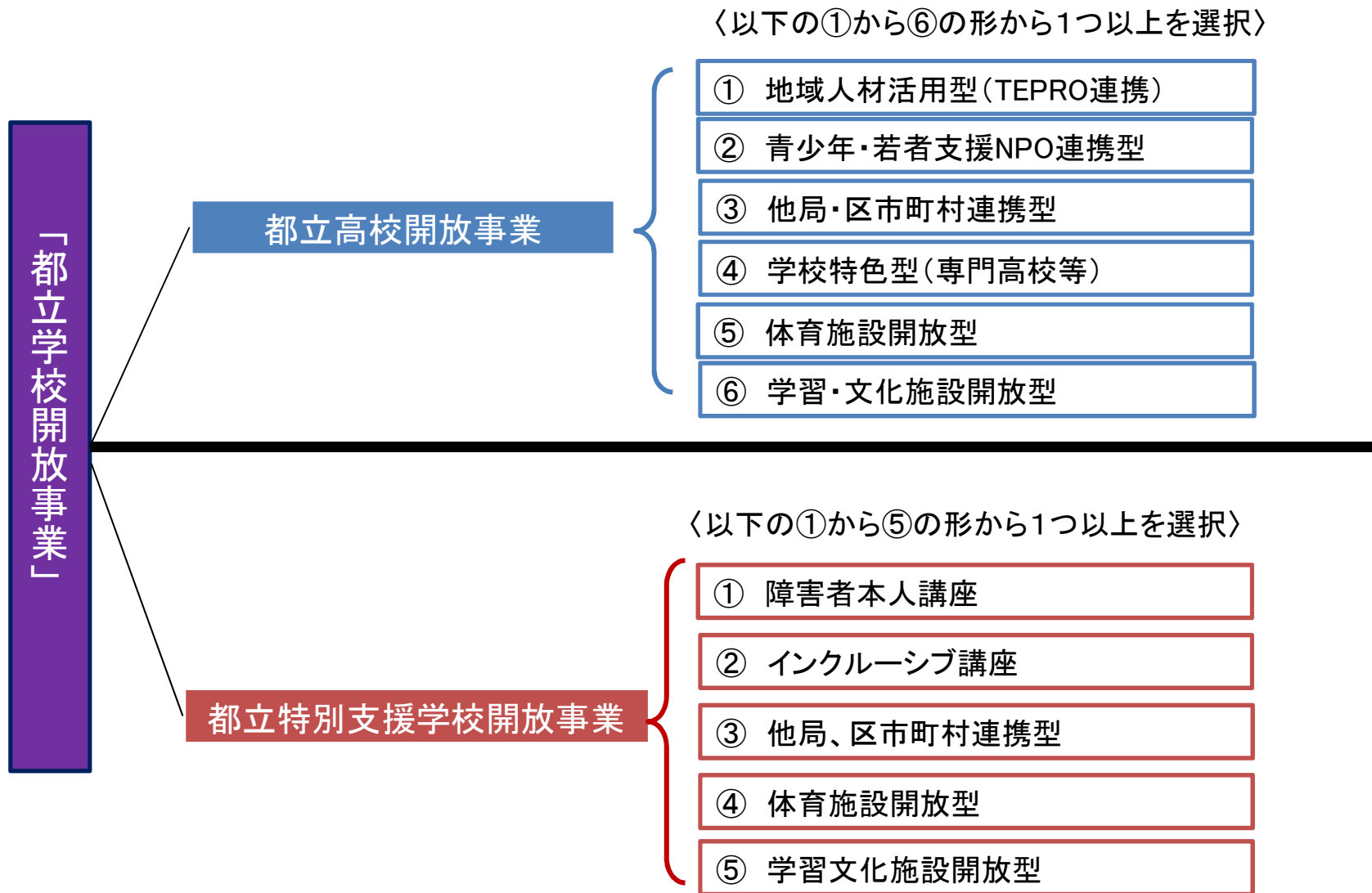
地域コミュニティの活動の拠点として、学びの「共創空間」としての都立学校



# 都立学校開故事業の体系（第3回提示資料）



# 新しい学校開放の事業体系(案) (第3回提示資料)



※なお、施設開放に当たっては、施設の管理業務はアウトソーシングすることで学校・教員の負担を一切かけない方式を検討する。

# (公財)東京学校支援機構(通称:TEPRO)について

Tokyo Education Promotion and Support Organization for Schools

東京都教育委員会が2019(令和元)年7月1日に設立した、都内公立学校を多角的に支援する全国初の団体です。(2022(令和4)年4月、公益財団法人に移行)

「TEPRO Supporter Bank」事業など、今後学校を支援する様々な事業活動を通じて、教員の働き方改革を推進しています。

## 【TEPROの役割】

- 1.学校が必要とする人材を開拓・紹介するなど、多様な外部人材を確保する機能
- 2.教員の懸案事項を専門家に相談できる窓口の設置など、教員をサポートする機能
- 3.学校事務を効率化し、事務職員による教員の支援等を推進する事務センター機能

これらの役割を担うことにより、都内公立学校を多角的に支援し、教員の働き方改革を推進しています。

# TEPRO Supporter Bank について

子供たちの笑顔のために

## 学校の サポーターに なりませんか？



私たちはあなたと支援を求める学校をつなげます

### ティープロ サポーター バンク TEPRO Supporter Bank

TEPRO Supporter Bankは、東京学校支援機構が運営する人材バンクシステムです。  
ご登録いただいたサポーター（個人、企業・団体）の皆様に支援を求める学校をご紹介しますと  
ともに、機構コーディネーターがマッチングをサポートします。登録料や紹介料はかかりません。

学校でボランティア活動等をしたい方	学習支援	部活動支援
空き時間を活用して柔軟に働きたい方	特別支援教育	心理・福祉の支援
個人（現役・退職者）・団体を問わず、社会に貢献したい方	教職員の事務支援	ICTの支援
知識や技術を活かしたい方	日本語指導	その他 <small>専門的な知識・技能を活かしたい方</small>

### ティープロ サポーター バンク TEPRO Supporter Bankの特徴

- ✓ 東京都の公立学校約2100校において、ライフスタイルや希望に応じた活動ができます。
- ✓ インターネットで登録後、求人情報の検索と応募ができます。
- ✓ 学校での活動経験がない方には、安心して学校活動に参加していただけるよう、研修と面談を実施しています。

活動場所	活動形態	主な活動内容	活動例
小学校	有期労働	学習支援	放課後等の学習支援
中学校	パートタイム	部活動支援	技術指導や校外活動の引率
義務教育学校	パートタイム	特別支援教育	障害のある児童生徒の支援
高等学校	有償ボランティア	心理・福祉の支援	児童生徒等への心理・福祉の支援
中等教育学校	有償ボランティア	教職員の事務支援	資料作成や授業準備の支援
特別支援学校	無償ボランティア	ICTの支援	情報環境の整備、情報モラル教育
		日本語指導	日本語指導が必要な児童生徒への支援
		その他支援	キャリア教育、国際理解教育等

※講師と専任・准担任は除きます。 ※時間や場所により異なる方も、資格や経験がない方も、活動できる求人があります。

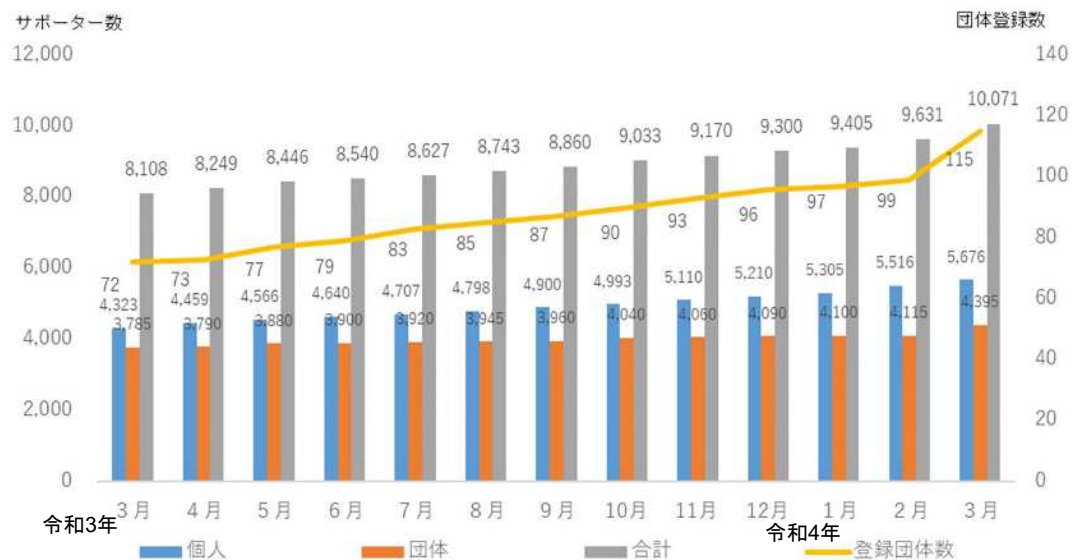


インターネットで登録申請をしてください。詳細はTEPRO(ティープロ)ホームページをご覧ください。  
<https://www.tepro.or.jp> **TEPRO** 🔍 検索

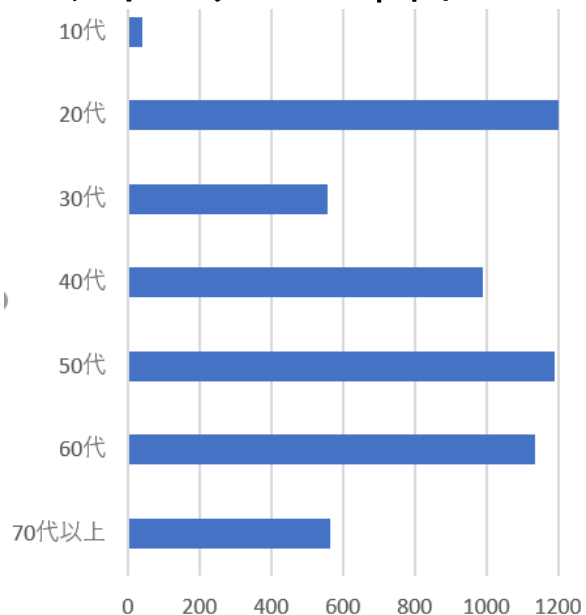
# サポーターの登録状況

令和4年3月31日現在

個人 5,676人  
 団体 4,395人(115団体)  
 計 **10,071人**



## 【個人登録者の属性】 サポーターの年代



## サポーターの現在の職業

N=5,676

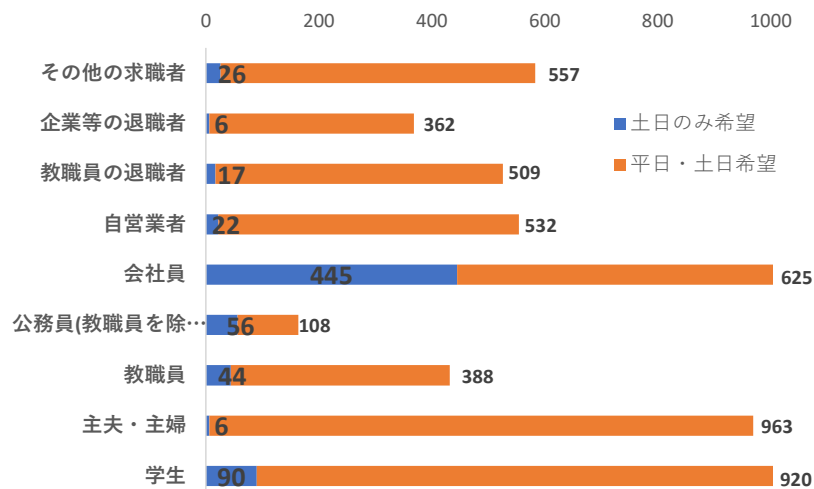


# 土日のみ活動希望者

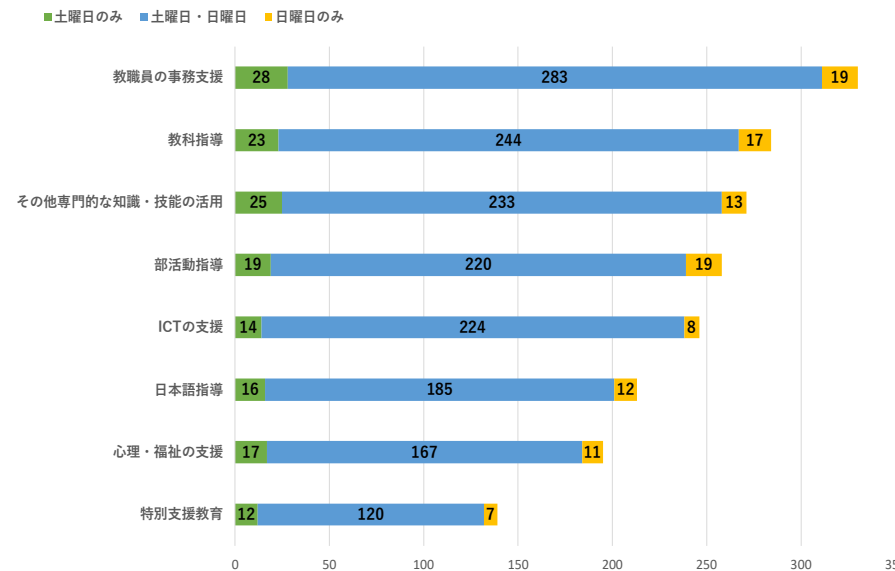
令和4年3月31日現在

土日のみ活動希望 712人 / 5,676人 (個人登録者)

## サポーターの職業



## 活動希望分野(重複登録あり)



N=5,676

# 第4回 全体会の審議資料

# 第12期生涯審 検討のための視点(事務局案)

## 都立学校施設 今後の効果的活用の在り方について

### 検討にあたり、必要な視点

①学校開放における  
学校教職員の負担軽減  
(学校の働き方改革)

学校における働き方改革推進プラン

②学校は教育機関である  
(地方教育行政法第30条)  
管理者の管理の下に自らの意思を  
もって継続的に事業の運営を行う機関

社会に開かれた教育課程

③都立学校は、  
都民の税金で建設された  
「公の施設」である

未来の東京戦略

#### 「学校教育上支障のない限り」学校施設を開放

○学校教育法 第137条

「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」

○社会教育法 第44条第1項

「学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない」

※学校の管理機関:教育委員会とされる

○社会教育法 第48条第1項

「教育委員会は、その教育組織及び学校施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる」

○スポーツ基本法 第13条第1項

「公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するように努めなければならない」

#### 〈政策課題〉

「『未来の東京』戦略 version up 2022」

◇東京リカレント(仮称)の一翼を担う

◇インクルーシブシティ東京の実現

◇デジタル等を活用した高齢者のQOLの向上

◇人々のつながりや支え合いの輪を広げ、Communityを活性化

◇スポーツのつながりを、まちの至るところに拡げる



## 第12期生涯審 審議にあたっての留意点

「学校開放」の今後の在り方を考える前提として、

- ①教職員に負担をかけないこと、
- ②「学校教育上支障のない限り」という視点を踏まえることが不可欠



### 審議にあたっての留意点

1. 「学校開放」と「地域に開かれた学校」
  - ・「学校開放」: 学校の管理機関である教育委員会が、社会教育法第44条並びに同48条に基づいて行うもの
  - ・「地域に開かれた学校」: 教育機関としての学校が、自らの意思をもって、地域や社会に対して、働きかけを行うもの(教育課程の実現のため、生徒にとって貴重な社会体験の場として「地域」を利用)

※学校開放を議論する、その際地域に開かれた学校の視点も生かす
2. 社会的必要性(未来の東京戦略の視点)、地域のニーズ、学校のニーズがシンクロする視点を重視する
3. 都立学校は、小中学校とは性格的に異なることを踏まえる

# 第12期生涯審 学校開放のパターン化(都立高校の場合)の例

## 従来型

- 〈特徴〉
  - ・従来の学校施設開放のみを担う  
(公開講座を実施しない分、学校の負担は軽減される)
- 〈特徴〉
  - ・これまでの都立学校公開講座と基本的に同じ仕組み
  - ・但し、あくまで高校側の意思で実施することを前提とする  
(中等教育学校や専門高校には一定のニーズがあると考えられる)

②高校の教育機能開放

①学校施設開放

①学校施設開放

パターンⅠ

パターンⅡ

すべての都立高校での必須項目

高校が自らの意思で選択する

## 教育活動発展型

- 〈特徴〉
  - ・NPO等が高校の教育活動の「応用」「発展」を担う活動を展開してくれる場合に、NPOに学校施設を優先利用させる
  - ・高校はその対価として、キャリア教育や総合的な探究の時間の支援を受けることができる

③NPOと連携

①学校施設開放

パターンⅢ

高校の教育意思が反映される

## 都民の「学び」支援型

- 〈特徴〉
  - ・地域性や学校施設開放の利便性等を都教育委員会が判断し、区市町村や知事部局の施策展開等に協力する形の都立学校開放
  - ・体育施設だけではなく、学習文化施設も開放対象とする

④区市町村、知事部局への施設開放

①学校施設開放

パターンⅣ

学校の管理機関である都教育委員会が社会教育(赤色)の実施主体となる

- 〈特徴〉
  - ・都立学校公開講座のリメイク版
  - ・教員を公開講座の講師とするのではなく、TEPROサポーターバンクの登録人材をはじめとした教育人材の力を都民の生涯学習の推進に活用する

⑤教育人材の活用(地域還元)

①学校施設開放

パターンⅤ

コーディネーターが重要な役割を担う